

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年5月19日)

【件名】

- 鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念式典等の開催結果について
(子育て王国課) 2
- 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の指定管理者募集要項(案)の概要について
(子育て王国課) 4
- 鳥取砂丘キャンプ場(仮称)運営事業に係る優先交渉権者の決定について
(子育て王国課) 6
- 保育所等の職員数、配置基準弾力化の実施状況及び子育て支援員の配置状況について
(子育て王国課) 8
- 埼玉県の保育施設での事故を受けた県内保育施設の遊具の状況について
(子育て王国課) 10
- 保育所等での虐待・不適切な保育に関する全国調査結果の公表について
(子育て王国課) 11
- 令和5年度第1回県・市町村行政懇談会の結果について(「シン・子育て王国とっとり」
宣言関係)
(子育て王国課、家庭支援課) . . . 別冊
- とっとり若者自立応援プランの改訂について
(家庭支援課) 12
- 児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について
(家庭支援課) 13
- 米子児童相談所管内で発生した母親逮捕事案に関する検証結果について
(家庭支援課) 15
- 社会的養護を必要とする子どもの自死予防の取組について
(家庭支援課) 17
- 公立鳥取環境大学の令和5年度入試実施状況と令和4年度就職活動状況について
(総合教育推進課) 18

子育て・人財局



鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念式典等の開催結果について

令和5年5月19日
子育て王国課

鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念行事を開催しましたので、その概要を報告します。
また、機運醸成のため記念行事に先立って開催したプレイベントの実施状況についても併せて報告します。

1 50周年記念行事、プレイベントの実施状況

(1) 50周年記念行事

開催日	令和5年5月5日(金)、来園者数：6,098人	
行事名	鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念式典	「サンド公園」お披露目式
時間	午前9時30分から同10時30分まで	午前10時30分から同40分まで
会場	わんぱく広場	イベント広場内サンド公園
出席者	鳥取県知事 平井 伸治 鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 (株)ポケモン 代表取締役 COO 宇都宮 崇人 日吉津村長 中田 達彦(R5.3 村所有の消防車をこどもの国へ寄贈した縁で出席) 日吉津村消防団長 関 裕介(同上)	鳥取県知事 平井 伸治 鳥取砂丘こどもの国 園長 西田 雄二 (株)ポケモン 代表取締役 COO 宇都宮 崇人 サンド、アローラサンド(ポケモン着ぐるみ) 鳥取第三幼稚園 園児3名
内容	式典・ステージイベント、写真展、クイズラリー 	公園紹介、記念撮影、テープカット 

(2) プレイベント

開催日	令和5年4月1日(土)	令和5年4月29日(土)
来園者数	5,500人	1,247人
内容	こども発表会、「それいけ!アンパンマンショー」、「はたらくくるま大集合」等	こども発表会、鳥取商業高校吹奏楽部スペシャルステージ、ゆるキャラまつり等

2 5月5日の来園者数

記念行事を行った5月5日は、昨年度から倍増の約6,098人が来園した。

(参考) ゴールデンウィーク期間中の来園者数

(単位:人)

R5	4月		5月							合計
	29日(土・祝)	30日(日)	1日(月)	2日(火)	3日(水・祝)	4日(木・祝)	5日(金・祝)	6日(土)	7日(日)	
	1,247	1,618	722	987	3,764	5,119	6,098	1,217	259	21,031
R4	4月		5月							合計
	29日(金・祝)	30日(土)	1日(日)	2日(月)	3日(火・祝)	4日(水・祝)	5日(木・祝)	6日(金)	7日(土)	
	1,201	2,700	2,080	1,420	5,318	4,970	3,095	1,340	948	23,072

3 50周年記念遊具の整備について

「サンド公園」と併せ、年齢や性別、身体的能力などに関わらず使いやすく、遊具の傾斜や高さ・幅が工夫された誰でも安心して遊ぶことができるインクルーシブ遊具を整備し、5月5日にオープンした。

今後は、7月に「噴水広場(吹き出す水に触れたり、涼んだり小さな子どもが体感して安全に水遊びできるリズム噴水を設置)」を、来年1月頃に「ふわふわドーム(「雨の日に遊べる遊具が少ない」という利用者の声に応え、天候に関係なく遊べるよう屋根を設置)」を順次供用する予定。

インクルーシブ遊具



今年度に整備予定の遊具のイメージ



[リズム噴水]
(R5.7頃)



[ふわふわドーム]
(R6.1頃)

4 サンド公園について

㈱ポケモンとは、平成30年に砂にゆかりのある「サンド」、「アローラサンド」を「とっとりふるさと大使」に任命するなど良好な関係を構築し、本県ならではのコラボ企画を継続してきた。

そのなかで、同社の社内プロジェクト「My First Pokémon プロジェクト」で「子どもにとって身近な、“公園”という空間で、ポケモンとの遊びの体験や、楽しい思い出を作ってほしい」という思いから、本県に声かけを頂き、「サンド」の砂地を好む特徴も考慮して、鳥取砂丘に隣接する「鳥取砂丘こどもの国」の中に公園を整備することとなった。

園内は、1～12歳と幅広い年齢のこども達が楽しめるよう、「創造のエリア」、「ちびっこのエリア」、「アスレチックのエリア」の3エリアで構成され、ポケモンをモチーフにした11種の遊具をエリアに応じて設置した（いずれの遊具も㈱ポケモンの寄贈）。

また、サンド公園の開園に合わせて、こどもの国入場ゲート前に、「サンド」たちが園内で遊ぶ様子が描かれたポケふた（マンホール）も設置した。



[サンドとアローラサンドのパラダイス砂場]



[サンドとアローラサンドのシーソー]



[サンドのスイング遊具]



[サンドのアスレチック]



[ポケふた]

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年5月19日

子育て王国課

令和6年度から県立鳥取砂丘こどもの国の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は、福祉保健部及び子育て・人材局指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 現在の指定管理の状況

平成31年4月1日～令和6年3月31日〔5年間〕 一般財団法人鳥取県観光事業団
(平成18年度から指定管理を受託)

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務
- イ こどもの国の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他こどもの国の管理運営に必要な業務
- エ こどもの国を利用した自然体験等に資する事業に関する業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
(※なお、利用料金は現行の金額を標準とする。)
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。
- ウ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。
- エ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。
- オ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 組織内に園長相当職（管理責任者）を1名配置すること。
- イ 木工工房及び砂の工房には、専門知識を有し利用者への技術指導が行える職員を各1名以上配置すること。
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める職員（児童の遊びを指導する者）を配置すること。
- エ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火管理者を定めること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額435,510,000円（消費税及び地方消費税の額39,591,818円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 募集の開始 | 6月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 7月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 7月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 7月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

8 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定する。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、観光分野有識者、児童分野有識者、子育て・人財局長 [計5名]
- (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔サービス向上策、利用促進策、事業の充実度〕 事業の実施に係る年間計画等 ○施設管理の基準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○開館時間、休館日、利用料金等の設定 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護及び情報公開への対応 ○利用者等の要望の把握	65点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	30点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定等 ・ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ・子育て支援に関する企業認定制度等の認定等 (イクボス・ファミボス宣言企業、こどもまんなか応援サポーター、くるみん認定等) ○当該施設の管理運営状況の実績評価	30点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・観光、集客施設においては、サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に係る優先交渉権者の決定について

令和5年5月19日
子育て王国課

鳥取県及び鳥取市が鳥取砂丘西側エリアに所有する3施設を一体的に活用し、キャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業について、公募型プロポーザルにより事業者を再募集し、審査の結果、優先交渉権者を決定しましたので報告します。

なお、1回目の募集で資格取り消しを行った経緯を踏まえ、再募集においては財務等基礎審査会を追加審査を行いました。

1 優先交渉権者

グループ名：ヤマタ鳥取砂丘ステーション

代表事業者：ヤマタホールディングス株式会社（鳥取市千代水） 代表取締役 山田雄作

協力事業者：株式会社ブッキングリゾート（大阪府大阪市北区） 代表取締役 坂根正生

<提案のコンセプト>

「ヤマタ鳥取ステーション～鳥取砂丘滞在のハブとなる自然体験型宿泊施設～」

こどもの国キャンプ場、柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナルの3施設を一体的に活用しながら、鳥取観光のハブとしての機能を果たし、鳥取へのインバウンドを含む賑わい作りに貢献すると共に、施設全体として経営的に安定した運営を目指す。

<各エリアの提案内容>

現施設名	こどもの国キャンプ場	サイクリングターミナル	柳茶屋キャンプ場
リニューアル後	鳥取砂丘グランピング GLAMP DOME「砂優」～sayu～ ～（自然と触れる）森の中で優雅に自然を体験	鳥取砂丘ゲストハウス（兼管理棟） GUEST HOUSE「砂縁」～saen～（縁と出会う）鳥取のフロント	鳥取砂丘フリーサイトキャンプ CAMP VILLAGE「砂育」～saiku～（自然と育む）自然との共生を体験
イメージ	 <p>オーシャンビューのドームテント（全室トイレ、エアコン付き）</p>	 <p>・1Fはキャンプ場とグランピングの管理棟を兼ねて効率的な運営を実施（受付、食堂、売店、レンタル用品コーナー、研修室） ・2Fは廉価な宿泊施設として運営</p>	 <p>・自然を傷めず、従来と大きな変更のない運営を計画 ・最低限の維持費を徴収する低価格なキャンプ場として従来通り美しいクロマツの林を残す形で運営</p>

2 審査委員からの講評概要

- ・砂丘西側の拠点として、砂丘観光のバージョンアップを図れる可能性はあると感じた。
- ・良く練られた計画。事業を行う上で行政との連携は欠かせない。
- ・協力企業の集客における運営ノウハウと実績に期待できる。
- ・投資の規模が過大なものとなっていない。収支計画も比較的堅く見積もってあると感じる。

3 審査会開催結果

- (1) 財務等基礎審査会開催日 令和5年3月16日(木) 審査委員3名
(2) プレゼンテーション審査会開催日 令和5年4月25日(火) 審査委員 9名

※就任時：令和4年11月28日時点 順不同

	氏名	所属	役職等※	備考
1	林 浩志	鳥取商工会議所(中小企業診断士)	事務局長	財務審査委員
2	柳 年哉	公立鳥取環境大学(公認会計士)	教授	財務審査委員
3	白水 照之	株式会社日本政策投資銀行松江事務所	所長	財務審査委員
4	松本 美恵子	ゆうわ総合法律事務所	弁護士	
5	松原 雄平	鳥取砂丘未来会議	会長	委員長
6	下澤 武志	鳥取大砂丘観光協会	副会長	
7	富山 順子	公益社団法人鳥取県観光連盟	主任	
8	中西 朱実	鳥取県子育て・人財局	局長	
9	大野 正美	鳥取市経済観光部	部長	

(3) 審査結果

得点は委員9名が100点満点で採点し、その合計得点(900点満点)

順位	得点	備考
1	665	優先交渉権者

4 今後の調整事項

以下の項目について、今後優先交渉権者と調整する。

- ・既存建物等の不具合への対応
財産引渡し前に不具合が発覚した場合は、行政側で修繕し引き渡すこととする。
- ・従前利用者(学校関係、ボーイスカウト、子ども会など)へ利用料金の軽減
行政側で従前利用者への軽減措置を検討し、必要に応じて軽減措置による差額分の支援を優先交渉権者に行う。
- ・行政側と優先交渉者との連携
3施設を鳥取砂丘西側の情報発信拠点とすることや砂丘の東西連携、保全と利活用等に係る業務など、具体的な連携項目について調整していく。(業務委託を想定)

5 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年6月 : 財産の無償貸付に係る議案を議会へ提案
令和5年7月中旬 : 基本協定及び貸付契約の締結
令和5年8月1日 : 施設等の引渡し
令和6年4月 : 施設開業

保育所等の職員数、配置基準弾力化の実施状況及び子育て支援員の配置状況について

令和5年5月19日
子育て王国課

県内における保育所等の職員数及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況及び子育て支援員の配置状況について、調査を実施しましたので、その結果を報告します。

なお、県内保育所等の職員数調査は、今回の調査から新たに実施しているものです。

1 調査の概要

調査対象：県内の保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、届出保育施設）、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業

調査時点：令和5年3月1日

調査内容：配置されている職員数、配置基準に係る弾力化の実施状況、子育て支援員の配置状況

2 保育所等における職員数の状況

県内の保育所等（全296施設）に配置されている職員数の状況は以下のとおり。

（単位：人）

	保育士	幼稚園教諭	保育教諭	その他	合計
正規職員	1,602	135	718	756	3,211
非正規職員	1,449	96	443	985	2,973
合計	3,051	231	1,161	1,741	6,184

※保育教諭とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を所持している者をいう。

※その他には、園長、看護師、調理師、事務職員等を含む。

3 保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況

(1) 制度内容

国が平成28年4月に待機児童解消のための緊急的・時限的な対応として打ち出した特例で、本県においても、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例（以下「条例」という。）により、以下の場面において、子育て支援員又は常勤で1年以上の従事経験者（以下「子育て支援員等」という。）を保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）とみなして弾力的に運用することを認めている。（適用期間：令和7年3月末まで）

① 朝夕など園児が少ない時間帯における弾力化

⇒朝夕など児童が少数になる時間帯において、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

② 8時間を超えて開所する保育所等における職員配置の弾力化

⇒8時間を超えた保育所等開所により、認可時の配置基準を上回って配置が必要となる保育士等について、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

※上記とは別に、条例において、保育所及び認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状保有者、小学校教諭免許状保有者、養護教諭免許状保有者、看護師等（保健師、看護師又は准看護師）を保育士等とみなすことができる職員配置の特例を適用・運用している。

(2) 実施状況

県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所（全227施設）のうち、118施設で保育士等の配置基準に係る弾力化を実施しており、子育て支援員224人を含めた314人が保育士等とみなされて保育に従事している。なお、今回調査から、新たに看護師等を保育士とみなす場合を追加した。

	R4	R3	R2	R1
実施施設数	118施設	91施設	92施設	87施設
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	314人	235人	253人	206人
子育て支援員	224人	176人	183人	142人
常勤で1年以上の従事経験者	24人	34人	32人	39人
幼稚園教諭免許状保有者	21人	19人	24人	17人
小学校教諭免許状保有者	7人	4人	5人	4人
養護教諭免許状保有者	3人	2人	9人	4人
保健師、看護師又は准看護師	35人	—	—	—

<市町村や実施施設からいただいた声>

- ・保育士の確保が難しい中、配置基準の弾力化は人材不足解消のひとつの手段となっている。
- ・保育士不足が緩和でき、有資格者の負担も軽減されている。

4 子育て支援員の配置状況

(1) 配置状況

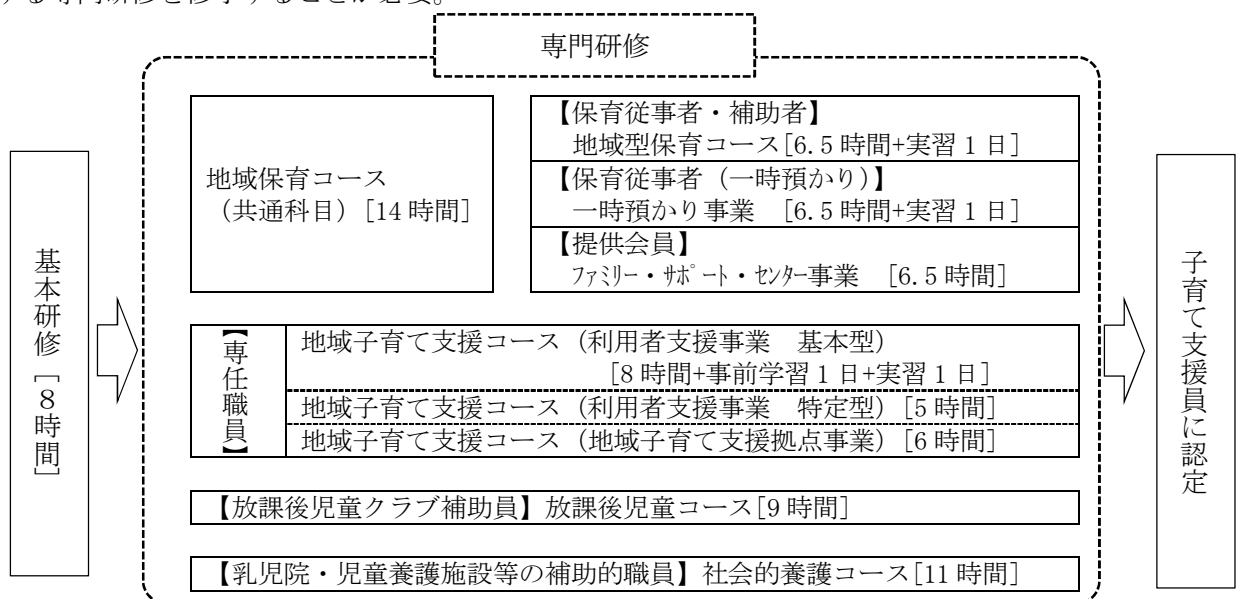
309人の子育て支援員が、県内で保育や子育て支援分野の各事業に従事している。
(単位：人)

施設区分	R4	R3	R2	R1
保育所・認定こども園・地域型保育事業所	246	260	257	229
放課後児童クラブ	30	49	48	64
ファミリー・サポート・センター	4	9	10	13
一時預かり事業	3	12	1	5
地域子育て支援拠点事業	24	30	23	14
利用者支援事業	2	5	5	11
合計	309	365	344	336

※保育所・認定こども園・地域型保育事業所で勤務する246人の子育て支援員のうち、224人が配置基準の弾力化により保育士等とみなされて業務に従事している。

(2) 子育て支援員養成研修の内容

子育て支援員になるには、子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得する基本研修と、子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野ごとの専門的な知識・原理・技術・倫理などを修得する専門研修を修了することが必要。



(3) 研修修了者数

(単位：人)

区分		従事する主な施設	R4	R3	R2	R1
修了者数			210	182	254	238
主な専門 研修内訳 (※)	地域型保育コース	保育所・認定こども園	93	97	135	113
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	23	20	8	13
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	39	23	43	41

※修了者数は基本研修と専門研修の両方を修了した方の合計。専門研修は複数受講可能。

(4) 令和5年度の研修スケジュール(予定)

オンライン形式(オンデマンド型)を基本としつつ、一部科目を集合型で実施する。

<前期コース>

- 5月 受講生募集
- 7月～10月 基本研修、専門研修の受講

<後期コース>

- 8月 受講生募集
- 9月～12月 基本研修、専門研修の受講

埼玉県の保育施設での事故を受けた県内保育施設の遊具の状況について

令和5年5月19日
子育て王国課

5月2日に埼玉県久喜市内の保育園において、園庭の遊具で遊んでいた3歳の男児が首にロープが絡まり意識不明の重体になっている事故を受け、県内保育所、幼稚園等に設置している類似の遊具の状況を確認し全施設へ注意喚起を行いました。

- 1 類似の遊具がある施設数 25施設（内訳：保育所10、幼稚園6、認定こども園8、届出保育施設1）
※県内全施設数 297（R5.4.1現在）
（内訳：保育所130、幼稚園15、認定こども園58、届出保育施設57、地域型保育事業所37）

2 遊具の状況確認

県内全施設へ聞き取りを行い、ロープがぶら下がっている遊具の有無について確認した。
あわせて、遊具の点検状況及び遊具を園児が利用する際の安全対策の取組について確認をした。

3 園における安全対策の取組

＜遊具の点検状況＞（ロープの有無に関わらず遊具全般の点検状況）

- ・年1回の専門業者による定期点検（全施設）
- ・月1回の園職員による日常点検（全施設）※園によっては週1回又は毎朝点検を実施
※遊具の点検基準は、国土交通省が作成した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき実施する旨、厚生労働省から通知されている。

＜遊具を利用する際の安全対策の取組＞

- ・遊具を利用している園児がいる場合は、園職員が園児の動きを見守っている。
- ・日頃から園児に首に巻き付けることはしてはいけないと安全な遊び方を教えている。

＜埼玉県での事故を受けての取組＞

- ・改めてロープが首に巻き付きやすくなっていないか、ロープが切れたりしないか点検を実施した。
- ・職員に埼玉県の事案を共有し注意喚起を図るとともに、職員が見守る際の立ち位置を確認した。

4 専門家の知見

県内の類似の遊具を使用する際の注意点等について鳥取大学地域学部 塩野谷 斉（しおのや ひとし）副学部長へ聞き取りを行い、全施設へ注意喚起を実施した。

※塩野谷副学部長は保育環境論を専門とされ、令和3年度に開催した「教育・保育施設等における事故防止に向けた調査検証チーム」では、学識経験者として委員長を務めていただいた。

＜塩野谷副学部長コメント＞

- ・ロープを使った遊具は首が絡むといった重大事故に繋がるため特段の注意が必要。
- ・定期的な点検、子どもたちに順番を守って遊ぶよう声掛けをするといった基本的な対策のほか、事故に繋がりがかねない状況があった場合は、今後の安全対策について園内で情報共有をすることが求められる。

5 参考

（1）県内施設での類似の遊具（ロープを使った遊具）

（事例1）埼玉県と同じ形状の遊具



（事例2）ロープを固定している遊具



（事例3）ロープを吊るしている遊具



（2）埼玉県の保育園における事故の概要

5月2日に埼玉県の久喜市内の保育園において、園庭にあるロープを伝って斜面を上り下りする遊具で遊んでいた3歳の男児の首にロープが絡まり意識不明の重体となっている。報道によると、ロープは園庭の一角にある土を盛ってできた山の上に設置された木のデッキからのびており、普段はロープを設置していなかったが、事故当日に園職員が設置したものの。

保育所等での虐待・不適切な保育に関する全国調査結果の公表について

令和5年5月19日
子育て王国課

5月12日にこども家庭庁が、令和4年4月から12月の間に保育所等で発生し、全国の自治体が把握している虐待等事案について公表しましたので概要を報告します。

1 国による全国調査の概要及び国の対応

昨年発生した静岡県裾野市の保育所での虐待事案の他、保育所等での虐待・不適切な保育が相次いだことを受け、令和4年12月に厚生労働省、内閣府、文部科学省が初めて実態調査を実施した。

(1) 全国及び鳥取県内の虐待件数及び不適切な保育の件数

施設種別	虐待件数		不適切な保育の件数 (自治体把握件数)		不適切な保育の件数 (保育所等施設の自己点検件数)	
	全 国	鳥取県	全 国	鳥取県	全 国	鳥取県
保育所	90	0	914	4※(事例2件)	19,603	260
地域型保育事業	3	0	63	0	3,539	15
認可外保育施設	13	0	112	1	2,614	7
幼保連携型認定こども園	14	0	180	1	7,829	7
幼稚園型認定こども園	1	0	16	0	609	1
保育所型認定こども園	1	0	30	0	1,459	4
地方裁量型認定こども園	0	0	1	0	10	0
合計	122	0	1,316	6(事例4件)	35,663	294

※報道されている鳥取県の件数4件は、事例としては2件である。(1つの事例の中に不適切な保育の行為(例：子どもの1人1人の人格を尊重しない関わり、子ども1人1人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり)が複数あったため、不適切な保育の件数は4件とカウントされている。)

(2) 今回の調査結果に関する国の対応

- 施設によって不適切な保育の判断基準、対応にばらつきがあったことから、虐待等と疑われる事案の考え方と発生時の対応を示した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を新たに5月12日付けで策定した。
- 保育所等が職員による虐待を把握した場合に、自治体への通報を義務付けるよう児童福祉法の改正を行う方針を示した。
※鳥取県では平成27年6月に、保育所等職員や一般の方から虐待等の通報を受け付ける専用ページを県ホームページ内に開設し、早期の情報提供を呼び掛けている。

2 保育所等における不適切事案を踏まえた今後の県の対応

- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」を周知する。
- 今後、児童福祉法が改正された場合、鳥取県児童福祉施設に関する条例を改正する。
- 保育士等の負担軽減の観点から、見直し・工夫が考えられる事項について、保育専門員、幼児教育アドバイザーが巡回指導において助言を実施する。
- 令和4年度に引き続き、有識者を講師とした保育所等の全職員が受講するオンライン研修を実施する。

3 参考 今回調査で報告された県内における不適切な保育の事例

自治体	事例内容
県(西部管内) 認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月2日 指導状況について常任委員会報告 令和5年1月20日 改善状況について常任委員会報告 保護者からの情報提供があり、特別監査により理事長及び施設長が園児の頭を手で押す、大きな声で叱責したことを確認した。11月に文書指導を実施し、継続的に施設の改善状況等を確認している。
県(中部管内) 認可保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月20日 指導状況について常任委員会報告 令和5年1月20日 改善状況について常任委員会報告 近隣住民から情報提供があり、特別監査により職員が園児に注意する際、大きな声やきつい言い方で叱責したことを確認した。12月に文書指導を実施し、継続的に施設の改善状況等を確認している。

他2件は市町村の公立施設の事案(園職員の不注意により園児が鼻血を出した事例及び、職員による園児への強い口調での声掛けがあった事例。) いずれも市町村による園の現地確認及び助言により、同園において以後は同様の事例は発生していないことを確認している。

とっとり若者自立応援プランの改訂について

令和5年5月19日
家庭支援課

「とっとり若者自立応援プラン」(以下「プラン」という。)について、第3期プランの計画期間(平成30年度～令和4年度)が終了し、第4期(令和5年度～9年度)の計画としてプランを改訂しましたので、報告します。

1 目的・対象

- (1) 目的 子ども・若者の育成支援における課題について県の取組方針を明らかにする
- (2) 対象 概ね10～20歳代までの全ての方及び30歳代で経済的・社会的自立に困難を有する方

2 改訂のポイント

- (1) 国の子供・若者育成支援推進大綱(R3.4閣議決定)を反映
 - ・基本理念に「居場所の確保」の視点を追加。虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー、成年年齢引下げなど新たに顕在化した社会的課題に係る取組を追加。
- (2) 「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(R5.1施行)を反映
 - ・孤独・孤立への対応やヤングケアラー・若者ケアラーへの支援を追加。
- (3) 鳥取県青少年育成意識調査(R3.7実施)の結果から明らかになった課題に対する取組を追加
 - ・SNS上での誹謗中傷、自撮り被害対策等を追加。

3 主な改訂内容

<今回追加した主な内容> (※下線部分はパブリックコメントを反映し追加したもの)

	体系	現状・課題等	取組施策の内容
子ども・若者の <u>巣立ち</u> を応援	心身ともに健やかな成長を促す環境づくり	・「自撮り」被害等SNSに起因する子どもの犯罪被害が発生 ・成年年齢引下げに伴う消費者被害防止の対応が必要	・SNSに起因する犯罪被害防止や適正利用に関する啓発の強化 ・消費生活に関する基礎知識を習得できる機会の拡大、広報コンテンツによる発信
	様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備	・少子化、コロナの影響等で子どもの体験の機会が減少 ・主体的に社会の発展に貢献しようとするグローバル人材の育成が必要	・ <u>子ども・若者が意見を表明する機会の確保</u> ・未来を切り拓くグローバル人材、高度ICT人材、次世代アスリート等の養成
	互いに支え合う関係づくり	・地域活動・ボランティア活動への参加の減少	・住民参加型の県民運動により若者の地域づくり活動を支援
	職業生活のスタートを応援	・若者の就業感の醸成が必要	・キャリアアドバイザー等の配置により高校生に求められる職業観や勤労観を育成
困難な状況からの <u>自立</u> を応援	困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援	・地域のつながりや家庭内の関係の希薄化が進展し、孤独・孤立、ヤングケアラー等の問題が顕在化 ・全ての子どもの育ちを保障するため、社会的養育の体制整備が必要	・ <u>SNS相談、アウトリーチなど相談支援の充実、ピアサポートの推進</u> ・ <u>LINE相談、オンラインサロン、支援者の対応力向上研修等によるヤングケアラー、若者ケアラーへの支援の充実、孤立防止</u> ・ <u>県版アドボカシー体制の推進</u>
	支援の質の向上	・子ども・若者の抱える困難は多様化しており、本人や家族も含めて複数の専門機関による多面的な支援が必要	・ <u>孤独・孤立を防ぐための相談窓口の充実</u> ・本プランに掲載の相談窓口一覧に二次元バーコードを追加し <u>相談機関を周知</u>

4 プランの周知

県内在住の若手漫画家のイラストを入れたチラシを作成し、県内の全ての小学生、中学生、高校生に配布するほか、大学や各相談支援機関、県立ハローワーク等に配架し周知を図る。

5 その他

令和5年にこども家庭庁が策定予定の「こども大綱」を踏まえ、今後「子育て王国とっとり推進指針」、「子どもの貧困対策推進計画」との一元化を検討していく。

児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について

令和5年5月19日
家庭支援課

令和4年度に実施した県内3か所の児童相談所一時保護所の第三者評価（以下「一時保護所第三者評価」という。）の結果を報告します。

1 概要

一時保護所第三者評価は、社会福祉・保健サービスの評価を行う専門機関として県の認証を受けた機関に委託して実施した。

なお、本県では、「米子児童相談所施設内虐待事案に係る再発防止策検証結果報告書（令和2年9月）」の内容を踏まえ、一時保護所第三者評価を令和2年度から受審している。

2 評価機関

有限会社保健情報サービス（米子市）

⇒評価機関は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業認証要綱に基づき、県の認証を受け、一時保護所第三者評価が実施可能な評価機関を選択し、新しい視点での評価を実施するため、令和2年・3年度に実施した評価機関（特定非営利活動法人あいおらいと）とは異なる機関に委託した。（県内で一時保護所第三者評価が実施可能な評価機関は2者）

3 日程

相談所	中央	倉吉	米子
評価期間	R4.9.30～R5.2.8	R4.9.30～R5.2.22	R4.9.30～R5.2.21
訪問調査	R5.1.12～13	R4.12.22～23	R4.12.18～19

※訪問調査実施前までに、各児童相談所が約2カ月程度かけて自己評価を実施。

4 評価項目（以下のとおり、5部構成・64評価項目にわたり評価を実施）

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	25項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目
第Ⅴ部	一時保護の開始及び解除手続き	4項目
	合計	64項目

5 評価結果（数字は項目数）

評価ランク	中央 ※				倉吉				米子			
	s	a	b	c	s	a	b	c	s	a	b	c
第Ⅰ部	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0
第Ⅱ部	0	15	0	0	1	14	0	0	2	13	0	0
第Ⅲ部	0	23	1	0	0	22	3	0	0	22	3	0
第Ⅳ部	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0
第Ⅴ部	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0
合計	0	62	1	0	1	60	3	0	2	59	3	0
割合(約)	0%	98%	2%	0%	1%	94%	5%	0%	3%	92%	5%	0%

※1項目評価未実施（評価対象事例なし）

[評価ランク]

s：優れた取組が実施されている。（他の一時保護所が参考にできるような取組が行われている状態）

a：適切に実施されている。（よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態）

b：できている。（「a」に向けた取組の余地がある状態）

c：できていない。（「b」以上の取組となることを期待する状態）

6 前年度結果との比較（数字は項目数）

前年度の評価結果を踏まえ改善に取り組んだ結果、全ての児童相談所で a 評価が増加した。

評価ランク	中央※		倉吉		米子	
	R4	R3	R4	R3	R4	R3
s	0	1	1	3	2	2
a	62	51	60	49	59	47
b	1	11	3	12	3	15
c	0	0	0	0	0	0
合計	63	63	64	64	64	64

※ 1 項目評価未実施（評価対象事例なし）

7 総評

ア 評価の高い点

相談所	評価内容（要点抜粋）
中央	・児童の特性等に配慮し、児童と相談しながら、児童一人ひとりに対応した日課が生まれ、一時保護所の生活ルールも児童の特性等に配慮した対応を行っている。 ・一時保護所内には、運動ができる多目的ホール、屋外広場が、周囲には公園があり、開放的な環境が備わっている。
倉吉	・虐待を受けた児童に対しては、被害から身を守る方法や SOS の出し方等の練習を行っている。 ・所外での活動が充実しており、海水浴、釣りに出かけることも行っている。
米子	・「保護所動静表」により、入所児童の活動内容や職員が実施する支援等のスケジュールが確認でき、朝夕の職員間の交代時の円滑な引継ぎ等が実施できている。 ・登校支援を積極的に実施し、児童の学習保障、地域生活の中断を防止している。

イ 今後期待される点

相談所	評価内容（要点抜粋）
中央	・各居室の扉を明るい色のペンキで塗り、廊下の無機質な雰囲気を和らげる工夫が行われているが、食堂においても家庭的な雰囲気作りに取り組まれることを期待する。
倉吉	・一時保護期間が長期化する場合には学校・教育委員会との連携や調整等による学習機会のさらなる提供の確保等、必要な対応に期待する。
米子	・多岐にわたる理由による児童の増加を踏まえ、関係機関とのアセスメントも重要になるので、関係機関との協力体制の継続に期待する。

ウ 検討が必要な点（全ての一時保護所の共通事項）

- ・重大事件に係る触法少年の一時保護に関するマニュアルの早期策定。
- ・未就学児童への遊びの提供、年齢に応じた遊具や食器、衣類等の準備、保育士資格のある職員の採用。
- ・障がいがある児童の受入れマニュアル策定。（身体障がいや知的障がいがある児童で生活場面において介助等が必要な児童への対応など）
- ・一時保護業務担当職員は、休暇取得や研修参加が難しい現状にあるため、組織の縦割り型の職員配置体制から他の職員がフォロー可能な業務運営体制の構築や人員増。

8 令和5年度の予定

検討が必要な点について重点的に改善に向けた取組を実施し、引き続き、一時保護所第三者評価を各児童相談所が受審し、継続的に業務改善を図る。

また、令和5年度は、米子児童相談所が児童相談所第三者評価（児童相談所の運営全般に関する第三者評価）を受審予定。（評価機関は、一般社団法人日本児童相談業務評価機関に委託予定）

米子児童相談所管内で発生した母親逮捕事案に関する検証結果について

令和5年5月19日
家庭支援課

米子児童相談所が措置していた児童の実母が、未成年者誘拐の疑いで令和4年2月2日に逮捕された事案（その後、実母は不起訴）に関して検証結果を報告します。

1 事案の概要

実母からの身体的虐待及び心理的虐待を理由に、里親委託を経て、児童養護施設に入所していた児童が、児童養護施設から家出して以降、約1年間、安否確認ができなかった事案。

米子児童相談所は、児童の安否確認ができない状況であったが、保護者の様子や間接的な児童の目撃情報等を踏まえ、児童は保護者の元で生活し、保護者から児童への身体的虐待等の再燃や監禁等による切迫した状況にはないと判断で関係機関と連携しながら対応を継続していたが、最終的に未成年者誘拐罪で刑事告訴を行い、母親が逮捕され、自宅に居た児童の安否確認ができた。

初動体制は適切であったか、なぜ児童の安否確認に約1年要したのか等、この事案の一連の米子児童相談所の対応について、内部検証と外部有識者による検証を実施した。

2 内部検証の結果

(1) 検証メンバー

家庭支援課、中央児童相談所、倉吉児童相談所（計2回の検証会議を実施）

(2) 検証結果

- ・家出事案でこれほど目撃情報が出てこない事案は過去に無く、実母が画策し児童を匿い、児童も家にいることを望み、学校にも行かず隠れ続けたため、情報が得られなかった特殊な事案。
- ・米子児童相談所は、実母が本児を匿っていると感じながらも、目撃情報がない中で強制的に自宅に踏み込んで捜索する決定打が得られなかったこと、また、児童の年齢及び実母と児童の関係性を鑑み、児童に差し迫った身の危険はないとの判断があったため、刑事告訴に至るまで1年を要した結果となった。
- ・本児を発見するまでに1年要しているため、刑事告訴の判断をもっと早くすべきであったと言えるが、判断に至るまでの関係機関との連携や法的判断を弁護士に求める等の対応に問題があったとまでは言えない。

3 外部有識者による検証結果

(1) 外部有識者による検証

外部有識者を招聘して、当該事案の概要や内部検証の結果を有識者に対して説明し、質疑応答を行いながら検証を実施した。（検証会議は、令和4年11月11日及び12月16日の2回開催）

【外部有識者】川崎 二三彦氏（子どもの虹情報研修センター長）

※子どもの虹情報研修センターは、全国に2ヶ所ある、全国の自治体、児童相談所、児相福祉施設等をはじめとする子ども虐待対応機関や施設の職員等を対象に、子ども虐待に関する高度専門的な研修を行う国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」を実施する研修機関の一つ。

(2) 有識者の意見

有識者からは、この事案は複雑な家族関係や支援経過を辿り、支援が難しい事案であり、児童が所在不明になって以降の児童相談所の対応のみに焦点を当てるのではなく、この事案全体の支援過程を俯瞰しながら検証したとのコメントをいただいている。

① 里親や児童養護施設で生活していた児童の言動や気持ちについて

この事案では、児童相談所は、実母に対して児童との面会を控えるよう指導していたが、児童相談所の方針と実母の意向に挟まれて、児童はストレスを感じ、素直に自分の気持ちを表明できなかった可能性も考えられる。この事案を教訓にして、子どもの意見をしっかりと聴くための取組を行うこと、意見を正面から受けとめつつ、子どもの最善の利益について十分検討し、それに沿った取組をすることが求められているように思われる。

② 無断外出した本児の捜索について

本児の安全確認等について、児童相談所は児童が無断外出後、実母宅に隠れている可能性を考えながらも、身体的虐待に関する緊急性はないと判断し、その結果、強硬な手段を取ることは見合わせたが、安全面での判断が妥当であっても、児童は身を隠しているため登校できていない等、本児の将来にとってのマイナス面も考慮すると、時機を逸せず何らかの方法で本児を探し出す方法を検討する必要はあったと考える。

このことを踏まえ、児童相談所が取り得る対応方法の一つとして、児童虐待防止法第9条による立入調査が考えられる。警察官の援助も得ながら立入調査を実施することで、家屋に入ることができた可能性は十分あったと感じられる。

③ 無断外出が長期に及ぶ状況での支援方針について

児童相談所は、児童は実母のもとに匿われており、実母は児童相談所に対し虚偽の説明をしている可能性が高く、児童が実母の元にいたとしても、深刻な身体的虐待に至る可能性は低いと判断していた。

こうした判断を踏まえ、児童相談所は児童の発見に努めることに力を注ぎ、最終的に告訴という手段を用いたものと思われるが、支援を考える上では、次の点も重視すべきではなかったかと感じる。

仮に児童が姿を現したとしても、引き続き、施設で生活する意思は低いと推測でき、施設での生活に戻るよう説得してもその意思がなければ、実現性は低い。また、所在不明の期間、学校を長期欠席している。

これらを含めて検討すると、児童相談所として、児童が自ら姿を現すなら、「児童の意向も十分聞いた上で以後の方針を考えることとし、機械的に施設への措置を続けようとするものではない」といった説明を実母に投げかけるといったことが考えられる。

これは②で記載している立入調査による捜索とは異なった方向からの方針となり、児童相談所に対し、虚偽報告をしている可能性がある実母の態度を不問にするという側面もあり、児童相談所には抵抗感があるかもしれないが、児童相談所は、組織として子どもの最善の利益を第一に据え、実母の姿勢をただすのは二の次としなければならない場面もある。その意味でも、児童相談所としては、スーパーバイズ機能を高めるなど、児童相談所がより適切な対応方針を策定できるよう、取組を強化することが求められていると思う。

④ 児童福祉審議会の活用（本県では、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に相当する審議会）

告訴という選択肢や立入調査の手法、さらには実母に事情を説明して選択を促すような方法とでは考え方も大きく異なっており、どのような選択をすべきか現状を総合的に吟味し、それぞれの長所や短所などを見極め、広い視野に立った検討が必要だったと考える。

この事案のように、複雑な家族関係や支援経過を辿り、支援が難しい事案については、児童相談所内部の議論だけで判断するのではなく、広い視野に立った検討や専門的な見地からの助言を得ることが有意義であると思われ、児童福祉審議会の仕組みを利用することも重要だと考える。

4 検証結果を受けての今後の取組

(1) 児童の意見表明を保障する取組について（3の（2）の①への対応）

子どもの意向等を丁寧に聴取することはもとより、児童相談所や施設の職員以外の第三者（意見表明等支援員）に、子どもが自分の意向等を表明し、支援方針等を調整する新たな仕組みを令和5年6月から開始する。

※令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに都道府県事業として定められた「意見表明等支援事業」を先行実施。（令和5年度県予算事業名：子どもの権利救済を図る県版アドボガシー推進事業）

(2) 困難事案の対応力向上に向けた取組について（3の（2）の②、③への対応）

この4月から家庭支援課内に児童養護・DV室の新設及び倉吉・米子児童相談所の総合事務所化を行い、本庁と児童相談所現場との連携強化や困難事案への対応力強化等を目的とした組織改正を行った。

また、昨年度から試行的に実施していた児童相談所の合同援助方針会議（3児童相談所の合同会議）を定例開催（2カ月に1回）し、立入調査等の法的な対応が必要な事案や家族背景等が複雑で支援に困難を要する事案等を1つの児童相談所だけで抱え込まないようにし、併せて、各児童相談所の対応力向上を図る。

(3) 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の積極的な活用について（3の（2）の④への対応）

この事案のような困難事案に対する専門的な見地からの助言を得ることを目的とし、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会内に、法律、医療、心理、児童福祉等の専門家で構成する新たな部会を来年度当初に設置できるよう検討を行う。

社会的養護を必要とする子どもの自死予防の取組について

令和5年5月19日
家庭支援課

虐待を受けてきた子ども等、様々な事情や背景がある社会的養護を必要とする子どもたちは、不安や不調を抱えながら生活していることも多く、また、それまで置かれていた状況下では身近な人を頼ることができなかった経験などから、辛くても相談することができず、一人で悩みを抱えてしまうリスクを有しています。

近年、全国的に子ども・若者の自死者数が増加傾向にあることから、社会的養護が必要な子どもたちに関わる児童相談所や児童養護施設等を対象とした、自死予防に関する取組について報告します。

1 リーフレット「～子どもの自死を防ぐために～まもろうよ ころろ」の配布

(1) 目的

社会的養護が必要な子どもたちと生活する施設職員や里親に向けて、子どものサインに気づき、児童相談所をはじめとする相談機関と連携して子どもを支えられるよう啓発を図る。

(2) 配付先

県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立援助ホーム、里親

(3) 配付時期

令和5年5月中旬

2 研修会の実施

自死に追い詰められる子どもの心理や状況、虐待を受けてきた子どもの症状等の理解を深めるための研修会を実施する。

- ・児童相談所全職員を対象とした研修会の実施（年1回）
- ・児童養護施設等の児童施設及び里親を対象とした研修会の実施（年1回）

<参考>子どもの自死者数増加とこども家庭庁の動き

- ・警察庁の自殺統計（確定値）によると、小中高生の自死者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では514人と、令和2年の499人を超え過去最多となっている。
- ・子どもの自死者数が増加していることを踏まえ、今年度4月1日に発足したこども家庭庁は「子ども自殺対策室」を新設。今後、関係省庁による議論を重ね、こどもの自死対策のとりまとめの上、骨太の方針、こども大綱にこどもの自死対策に関する記載を盛り込んでいくこととされている。

公立鳥取環境大学の令和5年度入試実施状況と令和4年度就職活動状況について

令和5年5月19日
総合教育推進課

公立鳥取環境大学の令和5年度入試実施状況と令和4年度就職活動状況の結果がまとまりましたので、報告します。

1 入試実施状況

- 志願倍率は4.3倍(令和4年度:4.2倍)と微増、入学定員充足率は106.7%(令和4年度:107.7%)となった。
- 昨年度と比べ、県内出身者の志願者数は増加し、入学者に占める県内出身者の割合は、23.4%(令和4年度:22.6%)と0.8ポイント増加した。
- 令和3年度入試に県内高校限定の推薦入試制度を創設したことや県内高校への働きかけに力を入れたことにより、志願者は増加傾向にある。

学 部 名	環境学部		経営学部		合 計 ※()は充足率	
	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
年 度						
募集人員(A)	150名	150名	150名	150名	300名	300名
志願者数(B)	604名	498名	692名	765名	1,296名	1,263名
うち県内(B')	114名	79名	128名	147名	242名	226名
県内割合(B'/B)	18.9%	15.9%	18.5%	19.2%	18.7%	17.9%
志願倍率(B/A)	4.0倍	3.3倍	4.6倍	5.1倍	4.3倍	4.2倍
入学者数(C)	161名	158名	159名	165名	320名(106.7%)	323名(107.7%)
うち県内(C')	37名	31名	38名	42名	75名	73名
県内割合(C'/C)	23.0%	19.6%	23.9%	25.5%	23.4%	22.6%

<参考>他の県内大学の入試実施状況

大 学 名	鳥取大学		鳥取看護大学		鳥取短期大学	
	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
年 度						
募集人員(A)	1,140名	1,139名	80名	80名	300名	300名
志願者数(B)	3,777名	4,686名	147名	161名	327名	323名
うち県内(B')	631名	694名	108名	115名	283名	266名
県内割合(B'/B)	16.7%	14.8%	73.5%	71.4%	86.5%	82.4%
志願倍率(B/A)	3.3倍	4.1倍	1.8倍	2.0倍	1.1倍	1.1倍
入学者数(C)	1,174名	1,170名	82名	87名	264名	255名
うち県内(C')	211名	186名	69名	61名	239名	219名
県内割合(C'/C)	18.0%	15.9%	84.1%	70.1%	90.5%	85.9%

2 就職活動状況

- 令和4年度卒業生の就職率は98.7%(令和3年度97.7%)と1ポイント増加し、県内企業就職率は21.5%(令和3年度16.5%)と5ポイント増加した。
- WEB面接等が定着し、就職活動において多くの県外企業とコンタクトが容易な状況は依然として継続しているものの、大学の取組等により県内就職率は回復傾向にある。
(県内入学率15.7%(平成31年度)に対して県内就職率21.5%(令和4年度))
- 引き続き、低学年(1、2年生)の時から、授業での鳥取の魅力の講話やフィールドワーク、インターシップの促進といった取組等により、学生が県内企業や地域の良さを知る機会を創出し、県内就職率の向上に努めていく。

(令和5年5月1日現在)

大 学 名	公立鳥取環境大学		参 考					
	R4年度	R3年度	鳥取大学		鳥取短期大学		鳥取看護大学	
年 度			R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
卒 業 者 (A)	263名	255名	1,145名	1,145名	253名	279名	73名	82名
就 職 希 望 者 (B)	231名	217名	668名	659名	224名	239名	70名	80名
うち県内出身者	36名	34名	127名	143名	194名	209名	52名	65名
内 定 者 (C)	228名	212名	642名	648名	220名	238名	70名	80名
うち県内企業(C')	49名	35名	136名	139名	178名	198名	48名	64名
県内割合(C'/C)	21.5%	16.5%	21.2%	21.5%	80.9%	83.2%	68.6%	80.0%
内 定 率 (C/B)	98.7%	97.7%	96.1%	98.3%	98.2%	99.6%	100%	100%

3 公立化以降の県内入学率、県内就職率の状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
県内入学率	23.6%	21.7%	12.0%	18.9%	14.1%	14.7%	14.8%	15.7%	16.0%	21.3%	22.6%	23.4%
県内就職率	46.4%	42.0%	32.1%	21.6%	22.9%	10.1%	23.7%	23.4%	14.3%	16.5%	21.5%	

※H27に公立化後最初の卒業生が就職